

Title	渉外民事事件における紛争解決の終局性
Sub Title	Finality of dispute resolution in international civil affairs
Author	芳賀, 雅顯(Haga, Masaaki)
Publisher	
Publication year	2021
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2020. )
JaLC DOI	
Abstract	<p>本研究は、国際的な民事紛争解決が終局的に解決されることの意義を検討することを主眼においたものである。具体的には、民事訴訟法118条が予定している、民事事件に関する確定判決の意義を、その他の民事紛争解決手段（仲裁や調停）との比較を通じて、検討するものである。また、外国判決が承認されない場合（国際的な判決の相互矛盾）に生じる、国際的な不当利得の問題も検討を試みた。</p> <p>The purpose of this study is to examine the significance of the ultimate resolution of international civil dispute resolution. Specifically, the significance of the final judgment in civil cases contemplated by Article 118 of the Code of Civil Procedure will be examined by comparing it with other means of resolving civil disputes (arbitration and mediation). We also tried to examine the problem of international unjust enrichment caused by non-recognition of foreign judgments.</p>
Notes	研究種目：基盤研究 (C) (一般) 研究期間：2018～2020 課題番号：18K01367 研究分野：民事手続法
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_18K01367seika">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_18K01367seika</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

令和 3 年 6 月 7 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01367

研究課題名(和文) 涉外民事事件における紛争解決の終局性

研究課題名(英文) Finality of Dispute Resolution in International Civil Affairs

研究代表者

芳賀 雅顯 (Haga, Masaaki)

慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授

研究者番号：30287875

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際的な民事紛争解決が終局的に解決されることの意義を検討することを主眼においたものである。具体的には、民事訴訟法118条が予定している、民事事件に関する確定判決の意義を、その他の民事紛争解決手段(仲裁や調停)との比較を通じて、検討するものである。また、外国判決が承認されない場合(国際的な判決の相互矛盾)に生じる、国際的な不当利得の問題も検討を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

紛争解決の終局性をどのように捉えるのかによって、紛争解決手続方法の相互関係を探求する点に意義があると考えられる。また、外国で給付を命ずる判決が下され、その判決国または他の外国で強制執行が実施されたものの、その判決が承認国である日本で承認されない場合、日本で不当利得返還請求訴訟を提起することは認められるのであろうか。この点について、判決の国際的調和の観点を強調すれば、否定されることとなる。しかし、外国判決の効力が日本で認められない以上は、外国でなされた強制執行は、不当利得として扱われるべきであると結論付けた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to examine the significance of the ultimate resolution of international civil dispute resolution. Specifically, the significance of the final judgment in civil cases contemplated by Article 118 of the Code of Civil Procedure will be examined by comparing it with other means of resolving civil disputes (arbitration and mediation). We also tried to examine the problem of international unjust enrichment caused by non-recognition of foreign judgments.

研究分野：民事手続法

キーワード：外国判決 民事執行 不当利得 判決の終局性

### 1. 研究開始当初の背景

渉外的な民事紛争の解決方法として、訴訟、仲裁あるいは調停といった方法がある。この中で、訴訟による渉外的紛争解決方法を選択した場合において、外国裁判所が下した判決を承認するときには、承認するための要件の一つとして、当該外国判決は民事の確定判決であることが求められる(民事訴訟法 118 条柱書)。この確定という要件は、国際的に承認された要件と言える。しかし、詳細に検討すると、この確定性の要件はつねに厳格に解されるべきか、それとも事件類型によっては緩和されるべきか議論がある。その代表的な例として、扶養料の支払いをめぐる問題や、外国裁判所が下したインジャンクションの承認をめぐる問題等がある。そこで、本研究では、確定性をめぐる問題を、他の紛争解決方法と比較することで民事訴訟法 118 条の確定性の問題を検討しようとした。

### 2. 研究の目的

本研究は、「渉外民事事件における紛争解決の終局性」とは何かを主たるテーマとするものである。具体的には、民事訴訟法 118 条柱書が規定する外国判決承認規定のうちの「確定した外国判決」の概念について、(1) 外国非訟裁判の承認との関係、(2) 外国判決の変更可能性との関係、(3) 仲裁など ADR 手続における終局性との対比を通じて、「確定した外国判決」とは何かを探ることを目的とする。民事訴訟法 118 条の外国判決は、確定した終局判決を指すと解されているが、近時は非訟事件の裁判に対しても同条を適用ないし類推適用する見解も主張されている。また、判決の変更が可能であるならば、確定判決の概念を緩やかに解することも検討に値する。さらに、ADR 手続における紛争総解決の終局性を参考にすることで渉外民事紛争における終局性を一体的に把握し、相互の役割分担を見直すことができるのではないかと考えた。また、この点に加えて、(4) 外国判決が承認されなかった場合の、承認国での法的問題についても検討する意義があると考えた。

### 3. 研究の方法

本研究は、「判決の確定性・終局性」という概念の理解を、とくに渉外民事事件に焦点を当てて、(1) 非訟裁判との関係、(2) 判決の変更可能性との関係、そして(3) ADR における終局的解決との関係といった観点から比較検討することによって確定させるを試みるものである。また、(4) 外国判決が承認されなかった場合の、承認国での法的問題についても検討することとした。本研究の核となるそれぞれの項目は、相互に独立している。したがって、相互に同時並行的に研究を進めることが可能である。しかし、非訟裁判の承認や ADR における終局性については、わが国でも一定程度の議論の蓄積があると考えられるのに対して、渉外事件における判決の変更可能性については、これまで必ずしも議論が十分でないと考えられる。また、判決の確定性・終局性は、比較法制史的な観点から掘り下げて検討する必要がある。これは、外国判決承認の制度が、もともとは給付判決の実現を司法共助によって行っていた歴史的背景と関係があると考えられるからである。以上のような観点から、研究の初年度は、主として判決の終局性・確定性、および判決の変更可能性に重点を置いて研究を進めた。研究の第 2 年度は、非訟裁判の問題と ADR における終局性の問題を、初年度の研究によって生じた課題と共に検討した。研究の最終年度は、本申請にかかる研究をまとめて、「渉外民事事件における紛争解決の終局性」を、訴訟と非訟、判決変更と終局性の関係、そして裁判と裁判外の紛争解決における終局性の面からアプローチできるようにした。また、これらのテーマに密接に関係する、外国裁判所が下した判決が承認されなかった場合における承認国における法的問題について、(1) から(3) までとは独立して検討を進めることとした。

本研究は、渉外民事紛争を念頭におくことから比較法的検討は不可欠である。すなわち、国内はもちろん、外国における学説・判例の状況、条約や法改正の動向に注目する必要がある。外国におけるこれらの情報は、たしかに文献等によって把握することが可能であるが、当該分野における外国の研究者との直接的なやり取りを通じて、研究過程で生じた疑問点の解消や自身の理解の誤りを修正することが重要であると考えた。なお、新型コロナウイルスが世界的に蔓延している状況下において、外国人研究者と直接対面式で議論をやり取りすることはできなかったが、メール等で意見交換の機会を不十分ながら得ることができた。また、比較法の対象としては、法継受の観点からドイツ法を中心に据え、他方でコモンローとの対比も考えていた。研究成果は、国際学会(ドイツ国際訴訟法学会、ドイツ法圏民事訴訟法担当者会議等)への参加をする際に、ドイツ人研究者とのインタビューを通じて実現したいと考えていた。

本申請に係る研究成果は、所属大学の紀要で発表することだけでなく、外国への発信も重要であると考えた。具体的には、ドイツにおける民事訴訟法の専門雑誌である Zeitschrift

für Zivilprozess International への投稿を考えている。

#### 4 . 研究成果

既判力概念の比較法的資料として、フレデリック・フェラン「フランス既判力論の不明確さと矛盾」を法律論叢 91 巻 1 号 (2018 年) において公刊した。本翻訳は、民事訴訟法を専門とする、リヨン第 3 大学教授であるフレデリック・フェラン氏による講演原稿の翻訳であるが、脚注も詳細であり、また 50 頁以上に及ぶ大部なものである。近年、フランスの既判力論について、わが国においてかならずしも詳細な紹介がなされていないとも考えられることから、本翻訳は、フランスにおける既判力の学説および判例の状況を知る資料として重要であると考えられる。

また、外国判決が承認されない場合の承認国における法的効果を検討した論文として、「外国判決不承認による不当利得」加藤新太郎ほか編『現代民事手続法の課題 (春日偉知郎先生古稀)』(信山社、2019 年) を公刊した。これは、外国判決が日本で承認されなかった場合に、当該外国判決に基づいて外国 (判決国以外の第三国の場合もありうる) で強制執行が行われたときに、日本で不当利得返還請求訴訟を認めるのかという問題を扱ったものである。この問題は、日本ではほとんど議論がないテーマであるが、ドイツでの議論を参考に、これを肯定する結論に至った。これに関連する問題を扱った論文として、「執行判決訴訟の訴訟物と既判力の客観的範囲」酒井一編『国際的権利保護制度の構築』(信山社、2021 年) がある。この論文は、執行判決訴訟の法的性質論、それに伴う同訴訟の訴訟物と既判力の客観的範囲に関する議論を検討し、執行判決訴訟が係属している間に提起された債務不存在確認訴訟の扱いを検討した。

その他に関連する研究成果は、「5 . 主な発表論文等」を参照。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 ファビアン・パベ（芳賀雅顯・訳）	4. 巻 42号
2. 論文標題 和解をめぐるカルテル法上の審査 - - 合併審査における上訴手続を例に - -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 483 ~ 503
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 459号
2. 論文標題 既判力の客観的範囲	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 26 ~ 29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 23号
2. 論文標題 判例解説「大阪高決平成28年6月28日判時2319号32頁」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 313 ~ 316
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 フレデリック・フェラン（芳賀雅顯・訳）	4. 巻 91巻1号
2. 論文標題 「フランス既判力論の不明確さと矛盾」（翻訳）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 413 ~ 466
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Masaaki, Haga
2. 発表標題 Schadensersatzklage bei der Grosskatastrophe
3. 学会等名 Keio-Japan-Tage 2018; Rechtsprobleme der Risikogesellschaft (招待講演)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 芳賀雅顯/安西明子/加藤新太郎/川嶋四郎/河野憲一郎/菅原郁夫/中島弘雅/林道晴/三上威彦/我妻学/坂本 恵三/須藤典明/高田昌宏/本間靖規/金子宏直/越山和広ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 920
3. 書名 『現代民事手続法の課題（春日偉知郎先生古稀記念論文集）』	

1. 著者名 芳賀雅顯/櫻井孝一/受川環大/奥山健志/加藤新太郎/川嶋四郎/川中啓由/小松良正/中本香織/福永清貴/三 木浩一/村田 渉/安西明子/内田義厚/出口雅久/西川佳代ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 1076
3. 書名 『民事手続法の発展（加藤哲夫先生古稀記念論文集）』	

1. 著者名 芳賀雅顯/酒井一/ペーター・ゴットヴァルト/アレクサンダー・R・マルクス/安永祐司/ジル・クニベル ティ/長田真里/ダグマー・ケスター・ヴァルチェン/渡辺惺之/林秀雄/小林貴典/ミヒヤエル・ケスター/中 野俊一郎/二宮周平/何佳芳/長谷部由起子/的場朝子/我妻学/村上正子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 381
3. 書名 『国際的権利保護制度の構築』	

1. 著者名 Masaaki Haga/Makoto Ida/Phillip Osten/Keiichi Yamanaka/Takuma Sato et al	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Verlag Alma Mater	5. 総ページ数 223
3. 書名 Rechtsprobleme der Risikogesellschaft	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------